## 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

## 1．活動の推進に関する基本的考え方

香川県では，農業者の減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により，営農活動や地域活動 によって支えられてきた多面的機能の維持が困難となってきている状況や農業農村が有する多面的機能の県民への理解促進に取り組む必要性を踏まえ「香川県農業•農村基本計画（令和 3 年 10 月策定）」において，農村地域の多様な主体が行う水路や農道，ため池などの保全管理や植栽 などの周辺景観を保全する協働活動を促進し，多面的機能の維持•発揮に努めることとしている。

このような中，これまで多面的機能支払や中山間地域等直接支払を重要な施策として位置付け，農地•農業用水等の地域資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきた が，今後さらに，農業•農村が有する多面的機能の保全や集落機能の維持向上の観点から，地域主体の保全管理の活動の強化が重要となっている。

このため，農業者をはじめ，関係団体•行政•地域住民の相互連携•協働のもと，農業•農村 の有する多面的機能の維持•発揮を図るため，農地•農業用水等の地域資源や農村環境の保全活動及び，農地周りの農業用水等の施設の長寿命化のための活動に対し多面的機能支払交付金によ り支援する。

## 2．農地維持支払交付金に関する事項

## （1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

（1）地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記 $1-2$ の活動指針を基礎として，本県特有の資源で ある「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため，水路や ため池等の土地改良施設の適正管理など，地域の実態を踏まえた活動を追加する。
（2）地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
ア．地域資源の基礎的保全活動
a．点検•計画策定については，活動計画書に位置付けた農用地，施設について毎年度実施する。
b．実践活動については，活動計画書に位置付けた農用地，施設について毎年度実施する。 ただし，下線部の活動は，点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。
c．研修については，市町に認定された期間内において，活動を実施した期間（以下「活動期間」という）中に各 1 回以上実施する。

## 1．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動については，活動を1以上選択し，毎年実施するとともに，活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ただし，農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。）第 19 条第 1 項に定める

地域計画において，地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は，地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。
（3）国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

## ア．地域資源の基礎的保全活動

| 区 分 | 活動内容の追加 |
| :---: | :---: |
| 活動区分 | 点検•計画策定 |
|  | 点検 |
| 対象施設等 | － |
| 活動項目 | 1 点検 |
| 活動内容 | $\square$ 施設の点検 <br> －ため池堤体•取水施設•洪水吐等の状況を把握するため，活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | 施設の適正管理 |
| 対象施設等 | 水路（開水路・パイプライン） |
| 活動項目 | 9 水路附帯施設の保守管理 |
| 活動内容 | ゲート類等の保守管理 <br> －腐食等により劣化しやすいゲート，水門，除塵機，井戸・ポンプ，出水，小規模な頭首工等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため，非かんがい期の屋内保管•冬期間の防寒対策，塗料や被覆資材の再塗布，管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 |
| 活動要件 | 活動計画書に位置づけた水路の付帯施設について，ゲート類，井戸• ポンプ，出水，小規模な頭首工等の保守管理の徹底等，施設の適正管理のために必要な活動を実施する。 |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | 施設の適正管理 |
| 対象施設等 | 水路（開水路・パイプライン） |
| 活動項目 | 9 水路附帯施設の保守管理 |
| 活動内容 | 配水操作 <br> －計画に基づいた配水操作を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | 施設の適正管理 |
| 対象施設等 | 水路（開水路・パイプライン） |
| 活動項目 | 9 水路附帯施設の保守管理 |
| 活動内容 | 口安全施設の適正管理 <br> －フェンス，柵などの補修等による適正な管理を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | 付帯施設の適正管理 |
| 対象施設等 | ため池 |


| 活動項目 | 15 ため池附帯施設の適正管理 |
| :--- | :--- |
| 活動内容 | ■配水操作 <br> •計画に基づいた配水操作を行うこと。 |
| 活動要件 | - |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  |  |
| 対象施設等 | ため池 |
| 活動項目 | 15 ため池附帯施設の適正管理 |
| 活動内容 | 口安全施設の適正管理 |
| ・フェンス，柵などの補修等による適正な管理を行うこと。 |  |
| 活動要件 | ー |

## イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

## （4）地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

香川県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は，別紙 1 のとおりとする。

## （2）交付単価

（1）基本的考え方
香川県の農地維持支払交付金の交付単価は，下表の「基本単価」欄のとおりとする。
（2）農地維持支払交付金の交付単価

| 適用 |  | 国の農地維持支払 <br> 交付金の 10 アール <br> 当たりの交付単価 | 国の農地維持支払交付金と一体 <br> 的に地方公共団体が交付する交 <br> 付金を加えた交付金の 10 アール <br> 当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 田 | 1,500 円 | 3,000 円 |
|  | 畑 | 1,000 円 | 2,000 円 |
|  | 草地 | 125 円 | 250 円 |

＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。

## （3）交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は，農地維持活動により管理される水路•農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって，以下に掲げるものとする。
1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって，同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの
21 以外の農用地であって，知事が，多面的機能の維持•発揮を図る観点から適切な保全 が必要と判断する下記の農地
ア 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に在する農地
イ 地方公共団体との契約，条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
ウ 多面的機能の発揮を図るための活動を，農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

エ 防災重点農業用ため池の受益地で多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られ ている農用地
（4）その他必要な事項
なし

## 3．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

## （1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

（1）地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記 $1-2$ の活動指針を基礎として，本県特有の資源で ある「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため，水路•農道・ため池施設の機能診断やため池の安全施設の補修，水質保全のための池干しなど，地域の実態を踏まえた活動を追加する。

## （2）地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修
（1）機能診断•計画策定については，活動計画書に位置付けた農用地，施設について毎年度実施する。
（2）実践活動については，活動計画書に位置付けた農用地，施設について毎年度実施す る。ただし，実施にあたっては，機能診断結果に基づき実施の必要性を判断する。
（3）研修については，活動期間中に1回以上実施する。

## イ．農村環境保全活動

農村環境保全活動については，テーマを 1 以上定めた上で，そのテーマに該当する計画策定，普及•啓発及び実践活動のそれぞれの活動項目を毎年度 1 以上実施する。

## ウ．多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については，任意の実施とし，実施する場合は活動項目 を定めた上で，毎年度実施する。
（3）国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ア．施設の軽微な補修

| 区 分 | 活動内容の追加 |
| :---: | :---: |
| 活動区分 | 機能診断•計画策定 |
|  | 機能診断 |
| 対象施設等 | － |
| 活動項目 | 25 水路の機能診断 |
| 活動内容 | 施設の機能診断 <br> （開水路） <br> －活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見 し，「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるよ らに施設の状況確認（はらみの発生状況，目地部分の劣化状況，表面の劣化状況，沈下状況，側壁背面の侵食状況，藻等の発生状況，調整施設の遮光施設の状況，法面の侵食の発生状況，破損箇所，安全施設の状況の把握等）を行うこと。 <br> －ゲート，ポンプ，制御施設等については，作動等を確認すること。 |


|  | （パイプライン） <br> －活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状沉等を早期に発見 し，「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるよ うに施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況，破損箇所の把握，調整施設の遮光施設の状況等）を行らこと。 $\qquad$定期的に専門家の意見を聴き，メンテナンスに努めること。 |
| :---: | :---: |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 機能診断•計画策定 |
|  | 機能診断 |
| 対象施設等 | － |
| 活動項目 | 26 農道の機能診断 |
| 活動内容 | $\square$ 施設の機能診断 <br> －活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見 し，「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるよ うに施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況，側溝の劣化状況，側溝背面の劣化状況，路肩•法面の侵食状況，破損箇所，安全施設 の状況の把握等）を行らこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 機能診断•計画策定 |
|  | 機能診断 |
| 対象施設等 | － |
| 活動項目 | 27 ため池の機能診断 |
| 活動内容 | $\square$ 施設の機能診断 <br> －活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状沉等を早期に発見 し，「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるよ らに施設の状況確認（遮水シートの劣化状況，目地部分の劣化状況， コンクリート構造物の表面劣化状況，堤体部の侵食状況，遮光施設 の状況，破損箇所，安全施設の状況の把握等）を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | 附帯施設 |
| 対象施設等 | ため池 |
| 活動項目 | 33 ため池の軽微な補修等 |
| 活動内容 | 口安全施設の補修 <br> －安全施設（フェンス，柵等）の破損箇所や，老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| 活動要件 | － |

## 1．農村環境保全活動

| 区 分 | 活動内容の追加 |
| :---: | :--- |
| 活動区分 | 実践活動 |
| テーマ | 水質保全 |
| 活動項目 | 44 その他（水質保全） |


| 活動内容 | $\square$ 水質保全を考慮した施設の適正管理 <br> －水質保全のため，非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し（1ヶ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。 |
| :---: | :---: |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| テーマ | 水質保全 |
| 活動項目 | 44 その他（水質保全） |
| 活動内容 | 水質保全を考慮した施設の適正管理 <br> －水質保全のため，ため池等に繁茂したホテイアオイなどを除去し， <br> 適正に処理すること。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| テーマ | 景観形成•生活環境保全 |
| 活動項目 | 45 植栽等の景観形成活動 |
| 活動内容 | 景観形成のための施設への植栽等 <br> －農用地（畦畔含む），水路，ため池，農道（路肩含む）を活用し て景観を良くするために，花壇，植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに，ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。 なお，植栽等にあたつては，必要に応じて有識者の指導•助言を得 るなど，地域の生態系への影響に留意すること。（特に，遍路道な どに関連した農地•農業用水等の地域資源への植栽等については，積極的に取り組むこと。） |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| テーマ | 水田貯留機能増進•地下水かん養 |
| 活動項目 | 48 水田の貯留機能向上活動 |
| 活動内容 | －大雨時の水路，ため池等の地域排水機能を増進させるため，ゲー <br> ト等の操作を行うこと。 <br> －大雨時の地域排水を促進するため，排水ポンプを臨時に稼動する等により，地区外に排水すること。 |
| 活動要件 | － |

## ウ．多面的機能の増進を図る活動

なし
（4）地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）
香川県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は，別紙2のとおりとする。
（5）水田貯留機能強化計画書の策定について
市町長は，対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム） を推進する活動を実施する場合には，県知事と協議の上，水田貯留機能強化計画を策定する ものとする。

## （2）交付単価

（1）基本的考え方

香川県の資源向上支払交付金（共同活動）の交付単価については，下記表1，表2それぞ れの「基本単価」欄のとおりとする。なお，地域共同による農地•農業用水等の地域資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ継続地区（農地•水•環境保全向上対策，農地•水保全管理支払交付金又は多面的機能支払交付金により，資源向上活動（共同活動）を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）については，下表1，表2それぞれの「継続地区の交付単価」欄のとおりとし，③加算単価についても同様とする。

## （2）交付単価

表1 多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合の交付単価

| 適用 | 地目 | 国の資源向上支払交付金（地域資源 の質的向上を図る共同活動）の 10 ア ール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基本単価 | 田 | 1， 200 円 | 2， 400 円 |
|  | 畑 | 720 円 | 1， 440 円 |
|  | 草地 | 120 円 | 240 円 |
| 継続地区の交付単価（資源向上活動 <br> （共同活動）を 5 年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地） | 田 | 900 円 | 1，800円 |
|  | 畑 | 540 円 | 1， 080 円 |
|  | 草地 | 90 円 | 180 円 |

＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。

表2 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の交付単価

| 適用 | 地目 | 国の資源向上支払交付金（地域資源 の質的向上を図る共同活動）の 10 ア ール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動） <br> 一体的に地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基本単価 | 田 | 1， 000 円 | 2， 000 円 |
|  | 畑 | 600 円 | 1， 200 円 |
|  | 草地 | 100 円 | 200 円 |
| 継続地区の交付単価（資源向上活動 <br> （共同活動）を 5 年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地） | 田 | 750 円 | 1， 500 円 |
|  | 畑 | 450 円 | 900 円 |
|  | 草地 | 75 円 | 150 円 |

＊多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には，表1の単価に5／6 を乗じた額を交付単価とし，表2のとおりとする。
＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。

## （3）加算単価

a 多面的機能の増進に向けた活動への支援
多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が，事業計画に定める活動期間中 に活動項目数を 1 以上追加する場合，又は，新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進

を図る活動に取り組んでいない対象組織が，事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動（ただし，広報活動•農的関係人口の拡大を除く。）に2活動項目以上取り組 む場合に，当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「増進に向けた支援」という） は，下記の交付単価のとおりとする。

| 適用 | 地目 | 国の資源向上支払交付金（地域資源 の質的向上を図る共同活動）の10ア ール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）一体的に地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 加算単価 | 田 | 200 円 | 400 円 |
|  | 畑 | 120 円 | 240 円 |
|  | 草地 | 20 円 | 40 円 |
| 継続地区の交付単価（資源向上活動 <br> （共同活動）を 5 年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地） | 田 | 150 円 | 300 円 |
|  | 畑 | 90 円 | 180 円 |
|  | 草地 | 15 円 | 30 円 |

＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。
b 農村協働力の深化に向けた活動への支援
a の増進に向けた支援を受ける対象組織であって，次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を行う場合に，当該活動期間中に限り a の表中の単価に更に加算できる交付単価（以下「農村協働力支援」という）は，下記の交付単価のとおりとする。
（a）農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め，かつ，当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
（b）農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め，かつ，役員に女性が 2 名以上選任され ている場合で，当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 6 割以上が参加する実践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に行う場合

| 適用 | 地目 | 国の資源向上支払交付金（地域資源 の質的向上を図る共同活動）の10ア ール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付金の10ア ール当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 加算単価 | 田 | 200 円 | 400 円 |
|  | 畑 | 120 円 | 240 円 |
|  | 草地 | 20 円 | 40 円 |
| 継続地区の交付単価（資源向上活動 <br> （共同活動）を 5 年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地） | 田 | 150 円 | 300 円 |
|  | 畑 | 90 円 | 180 円 |
|  | 草地 | 15 円 | 30 円 |

＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。
c 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援
事業計画に定める活動期間中に，次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は，下記の交付単価のとおりとする。
（a）資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において，田の雨水貯留機能の強化を目的として，大雨時の水田からの排水を調整するため，水田の落水口に排

水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
（b）広域活動組織にあっては，当該活動を実施する集落ごとに，資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において，田の雨水貯留機能の強化を目的 として，大雨時の水田からの排水を調整するため，水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体 の合計とする）

| 適用 |  | 国の資源向上支払 <br> 交付金（地域資源 <br> の質的向上を図る <br> 共同活動）の 10 ア <br> ール当たりの交付 <br> 単価 | 国源向上支払交付金（地域資 <br> 源の質的向上を図る共同活動）と <br> 一体的に地方公共団体が交付す <br> る交付金を加えた交付金の <br> －ル当たりの交付単価 |
| :--- | :---: | :--- | :--- |
| 地目 |  |  |  |

＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。

## （3）交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は，農地維持活動により管理される水路•農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって，以下に掲げるものとする。
1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって，同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの
21 以外の農用地であって，知事が，多面的機能の維持•発揮を図る観点から適切な保全 が必要と判断する下記の農地
ア 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に在する農地
イ 地方公共団体との契約，条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
ウ 多面的機能の発揮を図るための活動を，農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

## （4）その他必要な事項

なし

## 4．資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
（1）地域活動指針策定における基本的考え方
集落が管理する農地周りの水路，農道，ため池を対象施設とし，これら施設の長寿命化の ための補修又は更新等を対象活動とする。

また，本県においては，水事情に即した「井戸や出水等の補助水源の更新」，「給水施設の補修」を追加するとともに，貯水量確保のための「ため池の浚渫」を地域の合意により対象活動に追加できるものとする。
（2）地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
ア．工事1件あたり2百万円以上8百万円未満の活動を実施する要件
a 対象施設•対象活動
上記（1）のとおり
b 内容について県知事と協議を求める場合の要件
－長寿命化対策として行う必要性
事業内容の補修又は更新であり，本交付金による長寿命化対策が必要であること。
－緊急度
当該年度以降の農業活動に支障が生じる場合に限る。
－他事業との調整
他事業での活動が困難な場合に限る。
c 県等が行う技術的指導の内容
市町は，活動組織から長寿命化整備計画の提出があった場合は，その内容について県 の審査•認定を受けるものとする。

県及び市町は，長寿命化対策の工事着手前に，設計図書等が長寿命化整備計画に基づ く設計となっているかを審査し，工事完了時には適正な施工となっているか現地確認を行うものとする。

特に，盛土•切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たつては，土地改良事業計画設計基準等に基づき，安全性の観点から適切に設計•施工を行わなければな らない。

この場合において，土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができない ときは，宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。
（3）地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

| 区 分 | 活動内容の追加 |
| :---: | :---: |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | － |
| 対象施設等 | 水路 |
| 活動項目 | 61 水路の補修 |
| 活動内容 | ゲート，ポンプの補修 <br> －打ち抜き井戸の破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行う こと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 区分 | 実践活動 |
| 区分 | － |
| 対象施設等 | 水路 |
| 活動項目 | 61 水路の補修 |
| 活動内容 | 空気弁，仕切弁等の補修 <br> －老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁，制水弁などのパイプライン付帯設備について，補修による対策を行う こと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| 活動区分 | － |


| 対象施設等 | 水路 |
| :---: | :---: |
| 活動項目 | 61 水路の補修 |
| 活動内容 | 口井戸•出水•堰の補修 <br> －井戸，出水施設，堰などの破損や老朽化した箇所の補修等の対策 を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| 活動区分 | － |
| 対象施設等 | 水路 |
| 活動項目 | 62 水路の更新等 |
| 活動内容 | 口空気弁，仕切弁等の更新 <br> －老朽化などにより通水機能の支障の要因となっている空気弁，制水弁などのパイプライン付帯設備について，更新による対策を行う こと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区 | 実践活動 |
| 活動区分 | － |
| 対象施設等 | 水路 |
| 活動項目 | 62 水路の更新等 |
| 活動内容 | 口井戸•出水•堰の更新 <br> －側壁の崩落等により水源としての利用が困難となった井戸•出水施設，及び老朽化などにより取水機能が損なわれた殹などについて，更新による対策を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 動 | 実践活動 |
| 活動区分 | － |
| 対象施設等 | ため池 |
| 活動項目 | 65 ため池の補修 |
| 活動内容 | ■洗堀箇所の補修 <br> －ため池において，堤体及び渚部が洗掘されている場合，土のらを積んで補修する等の対策を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| 活動区分 | － |
| 対象施設等 | ため池 |
| 活動項目 | 65 ため池の補修 |
| 活動内容 | 口ため池の浚渫 <br> －小規模な泥上げだけでは貯水機能の回復が図れない場合に，重機 の使用等による浚渫を行うこと。 |
| 活動要件 | － |
| 区 分 | 活動の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | － |
| 対象施設等 | 用水施設 |


| 活動項目 | 100 給水施設の補修 |
| :---: | :--- |
| 活動内容 | •給水栓・スプリンクラー等の破損や老朽化した箇所の補修等の対 <br> 策を行うこと。 |
| 活動要件 | - |
| 区 分 | 活動の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
|  | - |
| 対象施設等 | 用水施設 |
| 活動項目 | 101 給水施設の更新 |
| 活動内容 | •老朽化等により機能に支障が生じている給水栓・スプリンクラー <br> 等の更新等による対策を行なうこと。 |
| 活動要件 | - |

## （4）地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

香川県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は，別紙3のとおりとする。
また，農地に係る施設における活動については，対象活動組織が管理する水路，農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で，交付金の範囲内で実施することができる。

## （2）交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は，農地維持活動により管理される水路•農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって，以下に掲げるものとする。
1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって，同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの
21 以外の農用地であって，知事が，多面的機能の維持•発揮を図る観点から適切な保全 が必要と判断する下記の農地
ア 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に在する農地
イ 地方公共団体との契約，条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
ウ 多面的機能の発揮を図るための活動を，農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

## （3）交付単価

## （1）基本的考え方

香川県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付金の上限額は，下表 の交付単価の「基本単価」欄に定める単価（多面的機能支払交付金実施要綱（以下「実施要綱」という）別紙5の第3に定める要件を満たさず，かつ直営施工を実施しない活動組織に あっては，下表「減額交付単価」欄に定める単価）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

また，実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は，上記にて算出 した金額又は保全管理する区域に存在する集落数に下表「集落交付単価」欄に定める単価を乘じて得た額のいずれか小さい額とする。

## （2）交付単価

| 適用 | 地目 | 資源向上活動（長寿命化）のための活動に対する国の 10 アール当たりの | 資源向上活動（長寿命化）のため の活動に対する国の交付金と－体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アー |
| :---: | :---: | :---: | :---: |


|  |  | 交付単価 | ル当たりの交付単価 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 田 | 2,200 円 | 4,400 円 |
|  | 畑 | 1,000 円 | 2,000 円 |
|  | 草地 | 200 円 | 400 円 |
| 減額交付単価 | 田 | 1,833 円 | 3,666 円 |
|  | 畑 | 833 円 | 1,666 円 |
|  | 草地 | 166 円 | 333 円 |
| 集落交付単価 | 集落 | $1,000,000$ 円 | $2,000,000$ 円 |

＊減額交付単価は，基本単価に5／6 を乗じて得た額を交付単価とする。
＊地方公共団体の負担については，県と市町で折半とする。

## （4）その他必要な事項

なし

## 5．広域協定の規模

香川県内においては，自然的•経済的•社会的条件が不利な地域振興立法5法の指定地域の要件を満たす場合，広域協定の対象とする区域内の農用地面積が $50 h a$ 以上又は協定に参加する集落 が 3 集落以上の範囲で協定の対象とする区域の規模を有していれば，広域活動組織を設立するこ とができる。

香川県の対象組織への組織の広域化•体制強化に対する支援として当該活動期間中に限り交付 できる交付額は，下表のとおりとする。

| 適用 | 資源向上活動（広域化•体制強化） のための活動に対する国の1組織当たりの交付額 | 資源向上活動（広域化•体制強化）のための活動に対 する国の交付金と一体的 に地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付金 の1組織当たりの交付額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 3 集落以上又は 50 ha 以上 200 ha 未満 | 20，000円 | 40， 000 円 |
| 200 ha 以上 $1,000 \mathrm{ha}$ 未満又は特定非営利活動法人 | 40， 000 円 | 80， 000 円 |
| 1， 000 ha 以上 | 80， 000 円 | 160， 000 円 |

## 6．地域の推進体制

## （1）基本的な考え方

本交付金による活動の推進にあたつては，県，市町，農業団体，集落等の緊密な連携により，実施することが必要であることから，本県では，県，市町，農業団体等から構成する香川県多面的機能発揮促進協議会（以下「促進協議会」という。）を地域の推進体制に位置付けることと する。

## （2）関係団体の役割分担

## （1）香川県

－「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく基本方針を策定する。

- 法に基づく促進計画について市町と協議を行う。
- 本交付金の実施状況等の評価を行うため，第三者委員会を設置•運営する。
- 要綱基本方針を策定する。
－多面的機能支払交付金について，市町から提出された申請書等を審査するとともに，対象市町に交付金の交付額を通知し，交付を行う。
－毎年度，市町から提出のあった事業の実績及び実施状況碓認報告書をとりまとめ，国に報告する。


## （2）市町（別添：市町一覧参照）

- 法に基づく促進計画を策定する。
- 管内の対象組織から申請された事業計画の認定，及び，広域活動組織が締結した広域協定 を認定する。
－多面的機能支払交付金について，対象組織から提出された申請書等を審査するとともに，対象組織の代表者に交付金の交付額を通知し，交付を行う。
－毎年度，対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況を確認し，香川県に報告す る。


## （3）促進協議会

- 対象組織を対象とした説明会を毎年度開催し，本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- 対象組織に対し，適宜指導を行い，活動計画書に位置づけられた活動等を適切に実施する よう指導，助言を行う。
－本交付金の普及•推進を図るため，推進に関する手引きを作成する。


## （3）市町等への推進交付金の交付の方法

市町及び促進協議会への推進交付金については，国から香川県に交付を受けた額のうち，市町推進事業の実施に必要な経費を香川県多面的機能支払交付金交付要綱（以下「県交付要綱」） に従い香川県から管内市町に交付し，また，推進組織推進事業の実施に必要な経費を県交付要綱に従い香川県から促進協議会い交付するものとする。

## （4）その他必要な事項

なし

## 【参考添付資料】

（参考1）関係団体の役割分担表
（参考2）実施体制図

## ＜市 町 — 覧＞

高松市
丸亀市
坂出市
善通寺市
観音寺市
さぬき市
東かがわ市
三豊市
土庄町
小豆島町
三木町
直島町
宇多津町
綾川町
琴平町
多度津町
まんのう町

関係団体の役割分担表

| 事業内容 | 実施主体 |  |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 香川県 | 関係市町 | 推進組織 |  |
| 多面的機能支払交付金 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| 日本型直接支払推進交付金（らち多面的機能支払交付金に係る推進事業） |  |  |  |  |
| 1．法基本方針の策定 | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 2．促進計画の策定 |  | $\bigcirc$ |  |  |
| 3．第三者機関の設置，運営 | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 4．要綱基本方針の策定 | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 5．（1）事業計画の指導，審査 |  | $\bigcirc$ |  |  |
| （ 2 ）事業計画の認定 |  | $\bigcirc$ |  |  |
| （3）長寿命化整備計画の協議 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| 6．（1）広域協定の指導，審査 |  | $\bigcirc$ |  |  |
| （2）広域協定の認定 |  | $\bigcirc$ |  |  |
| 7．（1）実施状況確認 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| （2）実施状況報告 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| 8．推進•指導 |  |  |  |  |
| （1）活動組織等への説明会 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| （2）活動に関する指導，助言 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| （3）推進に関する手引きの作成 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| （4）活動組織を支援する組織への支援 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| 9．（1）交付申請書等の審査 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| （2）通知•交付 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| 10．その他推進事業の実施に必要な事項 |  |  |  |  |
| （1）市町が実施する審査•確認•交付事務に対する事務支援 |  |  |  | $\bullet$ |

（注）－は必要に応じて外部委託することにより，本事業の円滑な推進を図ることとする。

実施体制図


